

○「神奈川県消費生活条例第 10 条に規定する事業者が遵守すべき表示基準」の一部改正（平成 3 年神奈川県告示第 61 号）の一部改正の概要

1 改正の理由

「神奈川県消費生活条例（昭和 55 年神奈川県条例第 1 号）第 10 条の規定に基づき、商品等ごとに、その内容等の表示について事業者が遵守すべき基準」の表のうち調理冷凍食品に係る項を全削除することに伴い前文ただし書きを削る。

2 改正の内容

前文ただし書きを削る。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日